

令和7年6月1日 株式会社フォースエナジー

労働者派遣事業に関する情報公開について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5

項に基づく情報公開についてご案内致します。

- | | |
|--|------------|
| 1. 派遣労働者の数 | <u>65人</u> |
| 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先の数） | <u>25社</u> |
| 3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該 労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合 31.5% | |

※算定方法 $(A - B) \div A =$ 厚生労働省令で定めるところにより算定した割合

A・労働者派遣の料金の平均 1日（8時間あたり） 16,709円

B・派遣労働者の賃金の平均 1日（8時間あたり） 11,440円

4. 教育訓練に関する事項 ・採用者への個人情報保護にかんする教育

- ・安全衛生教育 ・職種別キャリアアップ研修（8時間コース）
- ・職種別キャリアアップ研修（5時間コース）

※キャリコンサルティング相談窓口及び相談先 0749-53-4360（担当 福本 真帆）

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 職場見学の同行 入職初日の

同行や入職後のヒアリング（初日・1週間後・1か月後）

6.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結している。当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者

当該労使協定の有効期間の終期：令和8年5月31日

許可番号：派25-300485

事業所の名称：株式会社フォースエナジー

事業所の所在地：滋賀県長浜市列見町292番地